

○岡山市協働のまちづくり条例施行規則

平成13年3月1日

市規則第11号

改正 平成23年3月16日市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市協働のまちづくり条例(平成12年市条例第97号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(特定非営利公益事業の指定要件)

第2条 条例第8条第1項に定める特定非営利公益事業として指定できる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす事業とする。

(1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高い事業であって、次のいずれかに該当するもの

ア 今後見込まれる社会的需要に対応した事業で、国内外で他の模範となるなど先導的役割を果たすと期待されるもの

イ 世界に対する情報発信等により、国際社会における市の信頼、名誉等の向上に資する事業

(2) 直接又は間接の受益者が多数又は広範囲に存在する事業で、市民生活の安定と向上に寄与するもの又は市民の誇りとなるもの

(申請)

第3条 条例第9条第1項に基づく申請は、特定非営利公益事業指定申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

(指定の申請ができる団体の要件)

第4条 条例第9条第2項第1号に該当すると認められる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす団体とする。

(1) 団体の意思決定、事業実施、財務管理等に関する手続、機構等組織運営の基本的事項に関する規約を有し、現にこれに則った適正な運営が行われていること。

(2) 特定非営利公益事業の指定を受けようとする非営利公益活動(以下「申請事業」という。)の実施に必要な財政基盤及び人材を有すること。

(3) 団体の代表者、幹部及び申請事業の責任者が、当該事業を遂行する能力及び社会的信用を有していること。

(4) 原則として市内に事務所等の活動拠点を置き、申請事業の実施に関し責任を持って対応できる者が配置されていること。

2 条例第9条第2項第2号に該当すると認められる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす団体とする。

(1) 自主性及び自立性を備えた団体であること。

(2) 団体の活動方針及び活動内容が市の目指す方向性と基本的に一致していること。

(指定等の通知)

第5条 市長は、条例第10条に規定する岡山市特定非営利公益事業指定審議会（以下「審議会」という。）における調査審議の結果を踏まえ、申請事業を特定非営利公益事業として指定し、又は指定しない旨の決定をし、当該指定の申請をした非営利公益活動団体の代表者（以下「申請者」という。）に対し文書で通知するものとする。

2 前項の規定に基づく指定の通知は、特定非営利公益事業指定通知書（様式第2号）による。

3 第1項の規定に基づき申請者に対し指定しない旨を通知するときは、理由を付して行うものとする。

(特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況の報告)

第6条 条例第16条第1項に定める特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況の報告は、当該事業に係る事業報告書、事業計画書、収支計算書及び収支予算書を毎年度提出して行うものとする。

(団体の全般的な活動状況及び財政状況の報告)

第7条 条例第16条第1項に定める特定非営利公益活動団体の全般的な活動状況及び財政状況の報告は、当該団体の活動全般に係る事業報告書、事業計画書、収支計算書及び収支予算書（以下「報告書類」という。）を毎年度提出して行うものとする。

2 前項の報告書類は、特定非営利公益事業に係る部分を区分して表記することにより、前条の規定により提出すべき書類を兼ねることができる。

3 特定非営利公益活動団体が法令の規定により財務諸表の作成を義務付けられていると

きは、市長は必要に応じ当該財務諸表の提出を求めることができる。

(変更届)

第8条 特定非営利公益活動団体は、特定非営利公益事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ特定非営利公益事業変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の届出の内容が特定非営利公益事業の本質に関する重大な変更又は中止若しくは廃止に当たると判断するときは、審議会に諮った上で、指定の継続の可否を決するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市規則第25号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

特定非営利公益事業指定申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名  
連絡先  
(担当者氏名)

岡山市協働のまちづくり条例(平成12年市条例第97号)第8条第1項の規定に基づき特定非営利公益事業の指定を受けたいので、同条例第9条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業名	
2 事業内容	
3 実施予定時期・期間	
4 事業効果 (市のまちづくりへの寄与)	
5 受益対象者の 範囲及び予定 人数	

添付書類

- 1 特定非営利公益事業の指定を受けようとする事業に係る詳しい計画書(事業の内容、規模、スケジュール、事業実施体制、事業費等の分かるものであること。また、継続実施中の事業にあっては、実績を付記すること。)
- 2 非営利公益活動を安定的継続的に行うことのできる団体であることを明らかにする書類(定款等の団体規約、役員名簿、基本財産、組織・職員数の状況を示す書類等)
- 3 団体の全般的活動状況を明らかにする書類(事業報告書、事業計画書等)
- 4 団体の全般的財政状況を明らかにする書類(収支計算書、収支予算書等)

様式第2号(第5条関係)

特定非営利公益事業指定通知書

岡山市指令第 号

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名  
連絡先  
(担当者氏名)

岡山市協働のまちづくり条例(平成12年市条例第97号)第9条第1項の規定に基づき 年  
月 日付で貴殿から申請のあった事業について、同条例第8条第1項の規定に基づ  
き下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

事 業 名	
事 業 内 容	
指 定 期 間	

指定条件

- 1 申請書記載の事業内容を変更(中止・廃止)するときは、速やかに特定非営利公益事業変更届(様式第3号)を提出すること。
- 2 指定期間中は、上記事業に係る事業報告書、事業計画書、収支計算書、収支予算書を毎年1回 月末までに提出すること。
- 3 市が岡山市協働のまちづくり条例第15条の規定に基づき支援措置を講ずることと決定したときは、当該支援措置が終了するまでの間、上記事業に係る書類の提出とあわせて、団体の活動全般に係る事業報告書、事業計画書、収支計算書、収支予算書を提出すること。

様式第3号(第8条関係)

特定非営利公益事業変更届

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名  
連絡先  
(担当者氏名)

岡山市協働のまちづくり条例(平成12年市条例第97号)第8条第1項の規定に基づく指定を受けた事業を変更(中止・廃止)したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 指令番号及び年月日
- 3 変更(中止・廃止)の内容

添付書類

変更(中止・廃止)の内容及び理由を具体的に記載した書類

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)